

保医発 0131 第 1 号  
令和 7 年 1 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」  
の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 7 年 2 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 11 号）の一部改正について

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」  
 (令和6年3月5日保医発 0305 第11号)の一部改正について

- 1 別表1のIの「画像診断」の「フロルベタベン(<sup>18</sup>F)又はフルテメタモル(<sup>18</sup>F)注射剤合成装置」の項を次のように改める。

特定診療報酬算定医療機器の区分	定義		その他の条件	対応する診療報酬項目	
	薬事承認上の位置付け				
	類別	一般的名称			
フロルベタベン( <sup>18</sup> F)、フルテメタモル( <sup>18</sup> F)又はフロルベタピル( <sup>18</sup> F)注射剤合成装置	機械器具 (10)放射性物質診療用器具	放射性医薬品合成設備	<p>効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与の可否を判断する目的で実施されるアミロイドPETに使用するフロルベタベン(<sup>18</sup>F)、フルテメタモル(<sup>18</sup>F)又はフロルベタピル(<sup>18</sup>F)注射剤を合成可能なもの</p>	E101-2	<p>ポジトロン断層撮影 5 アミロイドPETイメージング剤を用いた場合(一連の検査につき)</p>
				E101-3	<p>ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(一連の検査につき) 4 アミロイドPETイメージング剤を用いた場合(一連の検査につき)</p>
				E101-4	<p>ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影(一連の検査につき) 3 アミロイドPETイメージング剤を用いた場合(一連の検査につき)</p>

(別添1参考)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(令和6年3月5日保医発0305第11号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後					改正前						
(別表1) I 医科点数表関係 医学管理等～検査 (略) 画像診断					(別表1) I 医科点数表関係 医学管理等～検査 (略) 画像診断						
特定診療報酬算定医療機器の区分	定義		対応する診療報酬項目		特定診療報酬算定医療機器の区分	定義		対応する診療報酬項目			
	薬事承認上の位置付け	その他の条件				薬事承認上の位置付け	その他の条件				
類別	一般的名称				類別	一般的名称					
フロルベ タベン <sup>(1)</sup> <u>8 F)</u> フルテメ タモル <sup>(18)</sup> F) <u>又は</u> フロルベ タピル <sup>(18)</sup> F) <u>注射剤</u> 合成装置	機械器具(10) )放射性物質 診療用 器具	放射性医薬 品合成設備	効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与の可否を判断する目的で実施されるアミロイドPETに使用するフロルベタベン <sup>(1)</sup>	E101-2	ポジトロン断層撮影 5 アミロイドPETイメージング剤を用いた場合(一連の検査につき)	フロルベ タベン <sup>(18)</sup> F) <u>又は</u> フルテメ タモル <sup>(18)</sup> F) <u>注射剤</u> 合成装置	機械器具(10) )放射性物質 診療用 器具	放射性医薬 品合成設備	効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与の可否を判断する目的で実施されるアミロイドPETに使用するフロルベタベン <sup>(18)</sup>	E101-2	ポジトロン断層撮影 5 アミロイドPETイメージング剤を用いた場合(一連の検査につき)
				効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与の可否を判断する目的で実施されるアミロイドPETに使用するフロルベタベン <sup>(1)</sup>	E101-3				ポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影(一連の検査につき) 4 アミロ		効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与の可否を判断する目的で実施されるアミロイドPETに使用するフロルベタベン <sup>(18)</sup>

			<sup>18</sup> F) フル ルテメタモル ( <sup>18</sup> F) 又は フロルベタ ピル( <sup>18</sup> F) 注射剤を合 成可能なも の		イドPET イメージン グ剤を用い た場合 (一 連の検査に つき)				F) 又はフ ルテメタモ ル( <sup>18</sup> F)注射 剤を合成可 能なもの		イドPET イメージン グ剤を用い た場合 (一 連の検査に つき)
				E101 -4	ポジトロン 断層・磁気 共鳴コンピ ューター断 層複合撮影 (一連の検 査につき) 3 アミロ イドPET イメージン グ剤を用い た場合 (一 連の検査に つき)					E101 -4	ポジトロン 断層・磁気 共鳴コンピ ューター断 層複合撮影 (一連の検 査につき) 3 アミロ イドPET イメージン グ剤を用い た場合 (一 連の検査に つき)
注射～放射線治療 (略)						注射～放射線治療 (略)					
II 歯科点数表関係 (略)						II 歯科点数表関係 (略)					